

訪問リハビリテーション料金表

【基本部分】訪問リハビリテーション費 ※要介護の方

サービスの内容	基本利用料※（注１）参照	利用者負担金 （基本利用料の１割） ※（注２）参照
１回につき	３，０８０円	３０８円

- （注１） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- （注２） 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （基本利用料の１割）
短期集中個別リハビリテーション加算	リハビリテーションマネジメントに基づき、理学療法士等が利用者の退院（所）日または認定日から３月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合（１日につき）	２，０００円	２００円
認知症短期集中リハ加算	認知症を有する利用者であって、生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、退院（所）日または訪問開始日から３月以内の期間に、リハビリテーションを行った場合（１日につき）※１週に２日を限度	２，４００円	２４０円
口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合（１月につき）	５００円	５０円
退院時共同指導加算	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合（１回につき）	６，０００円	６００円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	リハビリ職員やその他の職種の者が協働して継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（１月につき）	１，８００円	１８０円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	リハビリテーション会議を定期的に開催する等、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合（１月につき）	２，１３０円	２１３円
リハビリテーションマネジメント加算	事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合	２，７００円	２７０円
移行支援加算	リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行を支援した場合（１日につき）	１７０円	１７円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	７年以上勤続の職員を配置している場合 ※（注３）参照（１回につき）	６０円	６円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	３年以上勤続の職員を配置している場合 ※（注３）参照（１回につき）	３０円	３円

小規模事業所加算	特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が30回以下の小規模事業所である場合 ※（注3）参照	基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）参照	基本利用料の5%

（注3） 支給限度額の対象外となります。

【事業所が定める実費相当額、その他の費用】

（介護予防）訪問リハビリテーションの実施に際し、費用の徴収が必要な場合には、その都度説明を行い、同意が得られたものについてご負担をいただきます。

介護予防訪問リハビリテーション料金表

【基本部分】 介護予防訪問リハビリテーション費 ※要支援の方

サービスの内容	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （基本利用料の1割） ※（注2）参照
1回につき	2,980円	298円

- （注1） 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- （注2） 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 （基本利用料の1割）
短期集中個別 リハビリテーション 加算	リハビリテーションマネジメントに基づき、理学療法士等が利用者の退院（所）日または認定日から3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合（1日につき）	2,000円	200円
口腔連携強化加算	口腔内の状態を評価し、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合（1月につき）	500円	50円
退院時共同指導加算	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行った場合（1回につき）（1回につき）	6,000円	600円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）	7年以上勤続の職員を配置している場合 ※（注3）参照（1回につき）	60円	6円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	3年以上勤続の職員を配置している場合 ※（注3）参照（1回につき）	30円	3円
小規模事業所加算	特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が30回以下の小規模事業所である場合 ※（注3）参照	基本利用料の10%	
中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算	中山間地域（＝新潟県の場合は全域）において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合 ※（注3）参照	基本利用料の5%	
12月超減算	12月を超えた期間に訪問リハビリテーションを行った場合	－300円	－30円

（注3） 支給限度額の対象外となります。

【事業所が定める実費相当額、その他の費用】

（介護予防）訪問リハビリテーションの実施に際し、費用の徴収が必要な場合には、その都度説明を行い、同意が得られたものについてご負担をいただきます。